

SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習  
実施業務委託

公募型プロポーザル実施要領

**鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育総務課**

## 1 趣旨

今後訪れる「Society5.0」の社会を見据え、リアルな社会課題に基づく課題解決型学習（以下「PBL」という。）やプログラミング学習、多様な特性を持った子どもへの個に応じた支援・指導など、学校現場が主体となり、大学や教育ベンチャー等の外部機関と連携しながら更に魅力的な教育を実現することが求められています。

また、小学校学習指導要領上において「第5章 総合的な学習の時間」の「第1 目標」では、「(2)実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。」ことが挙げられており、中学校の学習指導要領「第4章 総合的な学習の時間」の「第1 目標」では、「横断的・総合的な探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」ことが挙げられています。

このように、一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められており、英語や国語、社会、道徳の教科書では多様性、平和教育、環境など様々なテーマで SDGs が取り上げられています。さらに、本市は SDGs 未来都市として次世代の鎌倉を担う子どもたちが SDGs を学び、行動し、発信していく機会の創出に取り組んでいます。

一方で、学校が SDGs 等の社会課題をテーマとした PBL を実施するには、PBL のスキルや経験が教員により差があること、教員と児童・生徒で教室の中だけで実施してもリアリティが不足すること、教員が全ての児童・生徒の関心や課題設定に伴走することが難しいこと、児童・生徒自身も学習を通じて社会の課題に気付き、自分にできることと社会を結び付けることが難しいといった課題があります。

そこで、上記課題を解決するため、令和5年度に SDGs 等の社会課題と自分自身を結び付け、課題を発見し、児童・生徒自身が主体的に探究を深める学習の企画・実施とともに、総合的なコーディネートを委託するものです。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務委託

### (2) 業務内容

別紙「SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

### (4) 対象

鎌倉市立小中学校 25校、うち探究学習実施校は3校以上

### (5) 事業費限度額

本業務における事業費の限度額は3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)です。

なお、本件は、令和5年度予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについて実施の効力を失い、契約はいたしません。

## 3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

#### 4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部教育総務課教育企画担当

所在地: 〒248-8686 鎌倉市御成町12番 10 号 鎌倉水道営業所2階

電話: 0467-23-3000(内線 2723)

メールアドレス: [kyouiku@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kyouiku@city.kamakura.kanagawa.jp)

ホームページ URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

#### 5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 担当教員や児童・生徒の希望や意見に応じた教育活動について、企画から実施まで実績を有する者がいること。
- (2) SDGs等の社会課題をテーマとした探究型学習の実績が1校以上あること。
- (3) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (8) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業等で参加申込書(様式1)を提出すること。
- (9) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

#### 6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和5年(2023年)3月1日(水)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申し込み	令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月13日(月)まで 教育総務課教育企画担当宛て持参又は郵送してください(13日必着)。
質問の受付(電子メール)	令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月7日(火)午後5時まで ※メール送信後、教育総務課教育企画担当に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和5年3月9日(木)までに本市ホームページ上で公開します。

提案書等の提出	令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月16日(木)での休日を除く午前9時から午後5時までに教育総務課教育企画担当に持参するか、郵送(令和5年3月16日(木)必着)で提出してください。
プレゼンテーション	令和5年(2023年)3月29日(水)午後1時30分から午後5時を予定
結果通知	令和5年(2023年)3月31日(金)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

## 7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください(各1部)。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	誓約書	指定様式による(様式3)
③	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

### (1) 受付期間

令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月13日(月)まで(必着)

### (2) 提出方法

「教育総務課教育企画担当」へ持参又は郵送してください。

### (3) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、令和5年(2023年)3月13日(月)までに参加申し込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

### (1) 受付期間

令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月7日(火)午後5時まで

### (2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「教育総務課教育企画担当」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後「教育総務課教育企画担当」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

### (3) 回答

質問及び回答の内容は、令和5年(2023年)3月9日(木)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申し込みをした全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

## 9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年3月16日(木)

※上記期間内の休日を除く午前9時から午後5時に持参又は郵送(必着)してください

(2) 提出書類

ア 提出部数は、正本1部(①～⑥を一式)、副本10部(②～⑤を一式)とします。

イ 正本(①～⑥全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による(様式5)
②	実施体制調書	指定様式による(様式6)
③	提案書	任意様式(A4 両面4枚まで) ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の5に示す業務内容について 具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項) 日本工業規格によるA4の企画、左綴じで作成してください。なお、⑥についてはサイズを問いません。		

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者とし、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとし、また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

(2) プレゼンテーション実施予定日時

令和5年(2023年)3月29日(水)午後1時30分から午後5時を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者にご連絡するものとします。)

(3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途ご連絡します。

(4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーシ

ョンは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けしないでください。

(5) プレゼンテーションの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中で終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います(準備及び片付け5分程度)。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「教育総務課教育企画担当」に事前に連絡してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査項目	配点		審査の視点
1	業務の実施体制について	15	(1)	業務の遂行に必要な人員体制が具体的に示されているか
			(2)	これまで学校における児童・生徒の探究型学習の企画・実施の実践経験のある者が配置されているか
2	学校と協働した教育活動の内容・方法について	65	(1)	児童・生徒が社会課題を自分自身と結び付け、課題を発見し、主体的に探究活動を実施できる教育活動の企画案が具体的に提案されているか
			(2)	中学校生徒のみならず、小学校児童に対する探究型学習の伴走支援について十分な効果が期待できるか
			(3)	環境、福祉、人権、国際、多文化共生、防災など、本市の児童・生徒に関心の高い課題について、近隣の企業等と幅広いコネクションを有しているか
			(4)	伴走方法や報告・管理体制などについて、具体的かつ効果的な提案がされているか
			(5)	予想できる実施効果の合理的な見込みについて、適切で具体的な提案がされているか
			(6)	担当教員及び児童・生徒の課題に応じて柔軟な対応ができる提案がされているか
			(7)	本市のICT環境を前提とし、それを最大限に活用した提案がされているか
3	提案全般について	30	(1)	本業務の主旨を理解し、適切な提案が示されているか
			(2)	仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか
			(3)	提案内容は魅力的で実現性があるか
4	業務の見積額	10	(1)	見積額が業務内容に対して適切であるか
			(2)	コスト縮減に向け、費用対効果の大きい手法が採用されているか

11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和5年(2023年)3月31日(金)までに全て

の参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

## 12 契約締結等

契約予定業者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、契約予定業者が作成するものとします。

また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

## 13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

## 14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者とで契約内容の協議を行います。両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

## 15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務行程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申し込みの後に辞退する場合は、「辞退届(様式7)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。